

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	鬼北町

## 鬼北町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 鬼北町農林課  
所在地 愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永 800 番地 1  
電話番号 0895-45-1111  
FAX 番号 0895-45-1119  
メールアドレス nourin@town.kihoku.ehime.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	愛媛県鬼北町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	1,562千円 / 2.42ha
	果樹	2,176千円 / 3.77ha
	野菜・いも類	1,727千円 / 1.05ha
ニホンジカ	水稲	1,276千円 / 1.78ha
	果樹	2,329千円 / 1.87ha
	野菜・いも類	1,803千円 / 0.89ha
	椎茸	320千円 / 0.08ha
	森林	－千円 / 129.97ha
ニホンザル	水稲	185千円 / 0.27ha
	果樹	2,947千円 / 4.75ha
	野菜・豆類	1,830千円 / 1.06ha
	椎茸	2,141千円 / 0.50ha

(2) 被害の傾向

イノシシ	<p>継続的な捕獲を実施しているが捕獲頭数は依然として多い傾向である。また侵入防止柵の整備が進んだことから被害は減少しているが、整備が進んでいない農地においては依然として被害が発生している。</p> <p>被害は年間を通して発生しており、8月の水稲をはじめ、8月から11月にかけての野菜、いも類、9月から10月にかけては栗が多くの被害を受けている。</p>
ニホンジカ	<p>生息域の拡大にあわせて被害の発生区域が拡大しており、林地における人工林の皮剥ぎによる被害が発生している。</p> <p>イノシシと同様に、侵入防止柵の整備及び有害鳥獣駆除により被害防止対策を実施しているが、整備が進んでいない農地においては依然として被害が発生している。</p> <p>最近の被害状況は、年間を通して発生しているが、8月から11月にかけて、水稲や野菜、いも類の被害が多い。果樹においては、栗・ゆずの食害が多く発生している。また、林地における苗木の食害は深刻で、植林時に侵入防止柵の設置が必須となっている。</p>

ニホンザル	<p>当町でのニホンザル被害については生息域が広く、現在では町内全域で被害が確認されており、特に山あい近くの集落では被害が多い。</p> <p>ニホンザルに対する被害防止対策については、侵入防止柵の整備では効果が見られず、ロケット花火等による追払いや近年大型檻での有害捕獲の取り組みを行い、対策に取り組んでいる。</p> <p>しかし、住宅付近での被害が多く、銃器を使用したの駆除には限界があり、現実としてはまったく効果は発揮できていない。最近では主に春、秋が生産時期となる椎茸が多く被害を受け、栗やトウモロコシ、スイカ、かぼちゃ等様々な果樹や野菜については年間を通じて被害が確認された。</p>
-------	--

### (3) 被害の軽減目標

指標	鳥獣の種類	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
被害金額	イノシシ	5,465千円	4,919千円
	ニホンジカ	5,728千円	5,155千円
	ニホンザル	7,103千円	6,393千円
	合計	18,296千円	16,467千円
被害面積	イノシシ	7.24ha	6.52ha
	ニホンジカ	4.62ha	4.16ha
	ニホンザル	6.58ha	5.92ha
	合計	18.44 ha	16.60ha

### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>■R1年度有害鳥獣捕獲事業報償費 (県単・町単)</p> <p>実施地区 鬼北町全域</p> <p>総事業費 13,769千円</p> <p>事業内容 イノシシ・ニホンジカ 1頭 10,000円、ニホンザル 20,000円、ドバト・キジバト・スズメ 500円/羽、カス・カウ 1,000円/羽、タヌキ・ハクビシ・アゲマ・ノウサギ 2,000円/頭での買上げ (※7/30までのノウサギ 4羽は、500円で買上げ。)</p> <p>捕獲頭数 イノシシ 684頭・ニホンジカ 522頭・ニホンザル 32頭・カス 134羽・ドバト 55羽・キジバト 14羽・スズメ 158羽・カウ 1羽・タヌキ 252頭・ハクビシ 84頭・アゲマ 54頭・ノウサギ 23羽</p> <p>■R1年度森林保全ニホンジカ捕獲推進事業 (県単・町単)</p> <p>実施地区 鬼北町全域</p> <p>総事業費 3,800千円</p> <p>事業内容 猟期中のニホンジカを 1頭 10,000円で買上げ</p>	<p>捕獲頭数は高水準で推移しているが、猟友会員の高齢化による減少に伴い、猟友会員が減少し、計画頭数に則した捕獲が困難となることが想定される。</p> <p>今後も、引き続き農林業従事者を中心とした狩猟免許取得を推進し、十分な捕獲体制を整備する必要がある。</p>

<p>捕獲頭数 ニホンヅカ 380 頭</p> <p>■R1 年度有害鳥獣捕獲事業（町単）</p> <p>総事業費 509 千円</p> <p>事業内容 猟友会の組織化支援経費補助</p> <p>事業実績 対象者 広見・日吉猟友会員 113 名</p> <p>■R1 年度捕獲隊支援事業（県単・町単）</p> <p>総事業費 377 千円</p> <p>事業内容 捕獲隊等の組織化支援経費補助</p> <p>事業実績 対象者 広見・日吉猟友会員 70 名</p> <p>■R1 年度農作物有害鳥獣捕獲対策事業（町単）</p> <p>総事業費 2,545 千円</p> <p>補助金 町 890 千円</p> <p>事業内容 捕獲機器購入経費補助</p> <p>事業実績 箱罟等 27 件</p> <p>■R1 年度狩猟免許取得支援事業（町単）</p> <p>総事業費 11 千円</p> <p>事業内容 狩猟免許申請手数料補助</p> <p>事業実績 対象者 2 名</p> <p>■R1 年度鳥獣被害防止総合対策事業（国庫）</p> <p>総事業費 16 千円</p> <p>事業内容 狩猟免許予備講習受講料補助</p> <p>事業実績 狩猟免許予備講習受講料 8,000 円×2 名</p> <p>■R1 年度鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業（国庫）</p> <p>実施地区 鬼北町全域</p> <p>総事業費 8,858 千円</p> <p>事業内容 イノシ・ニホンヅカ・ニホンザルの捕獲に対して、イノシ・ニホンヅカ成獣 1 頭 7,000 円、ニホンザル成獣 1 頭 8,000 円、幼獣 1 頭 1,000 円の活動経費補助</p> <p>捕獲頭数 イノシ(成獣)444 頭・イノシ(幼獣)190 頭・ニホンヅカ(成獣)758 頭・ニホンヅカ(幼獣)51 頭・ニホンザル(成獣)25 頭・ニホンザル(幼獣)3 頭</p> <p>■R2 年度有害鳥獣捕獲事業報償費（県単・町単）</p> <p>実施地区 鬼北町全域</p> <p>総事業費 13,574 千円</p> <p>事業内容 イノシ・ニホンヅカ 1 頭 10,000 円、ニホンザル 20,000 円、トバト・キジバト・スズメ 500 円/羽、カラス・カウ 1,000 円/羽、タヌキ・ハクビシ・アナグマ・ノウサギ 2,000 円/頭での買上げ</p> <p>捕獲頭数 イノシ 735 頭・ニホンヅカ 423 頭・ニホンザル 24 頭・カラス 43 羽・トバト 22 羽・キジバト 37 羽・スズメ 470 羽・カウ 2 羽・タヌキ 269 頭・ハクビシ 153 頭・アナグマ 154 頭・ノウサギ 26 羽</p>	
--	--

<p>■R2 年度森林保全ニホンジカ捕獲推進事業（県単・町単）  実施地区 鬼北町全域  総事業費 3,500 千円  事業内容 猟期中のニホンジカを 1 頭 10,000 円で買上げ  捕獲頭数 ニホンジカ 350 頭</p> <p>■R2 年度有害鳥獣捕獲事業（町単）  総事業費 513 千円  事業内容 猟友会の組織化支援経費補助  事業実績 対象者 広見・日吉猟友会員 114 名</p> <p>■R2 年度捕獲隊支援事業（県単・町単）  総事業費 404 千円  事業内容 捕獲隊等の組織化支援経費補助  事業実績 対象者 広見・日吉猟友会員 67 名</p> <p>■R2 年度農作物有害鳥獣捕獲対策事業（町単）  総事業費 431 千円  補助金 町 205 千円  事業内容 捕獲機器購入経費補助  事業実績 箱罟等 7 件</p> <p>■R2 年度狩猟免許取得支援事業（町単）  総事業費 11 千円  事業内容 狩猟免許申請手数料補助  事業実績 対象者 2 名</p> <p>■R2 年度鳥獣被害防止総合対策事業（国庫）  総事業費 16 千円  事業内容 狩猟免許予備講習受講料補助、罟設置講習  事業実績 狩猟免許予備講習受講料 6,000 円×1 名  罟設置講習 10,000 円</p> <p>■R2 年度鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業（国庫）  実施地区 鬼北町全域  総事業費 8,200 千円  事業内容 イノシシ・ニホンジカ・ニホンザルの捕獲に対して、イノシシ・ニホンジカ成獣 1 頭 7,000 円、ニホンザル成獣 1 頭 8,000 円、幼獣 1 頭 1,000 円の活動経費補助  捕獲頭数 イノシシ(成獣)455 頭・イノシシ(幼獣)234 頭・ニホンジカ(成獣)653 頭・ニホンジカ(幼獣)33 頭・ニホンザル(成獣)22 頭・ニホンザル(幼獣)1 頭</p> <p>■R3 年度有害鳥獣捕獲事業報償費（県単・町単）  実施地区 鬼北町全域  総事業費 15,013 千円  事業内容 イノシシ・ニホンジカ 1 頭 10,000 円、ニホンザル 20,000 円、</p>	
--	--

	<p>トバト・キジバト・スズメ500円/羽、カラス・カウ1,000円/羽、  タヌキ・ハクビシ・アナグマ・ノウサギ 2,000円/頭での買上げ  捕獲頭数 イノシ 567頭・ニホンヅカ 782頭・ニホンザル 27頭・カラス  37羽・トバト 6羽・キジバト 17羽・スズメ 371羽・カウ 7羽  ・タヌキ 199頭・ハクビシ 87・アナグマ 61頭・ノウサギ 24羽</p> <p>■R3 年度有害鳥獣捕獲事業（町単）  総事業費 531千円  事業内容 猟友会の組織化支援経費補助  事業実績 対象者 広見・日吉猟友会員 118名</p> <p>■R3 年度捕獲隊支援事業（県単・町単）  総事業費 541千円  事業内容 捕獲隊等の組織化支援経費補助  事業実績 対象者 広見・日吉猟友会員 76名</p> <p>■R3 年度農作物有害鳥獣捕獲対策事業（町単）  総事業費 712千円  補助金 町 358千円  事業内容 捕獲機器購入経費補助  事業実績 くくり罠等 13件</p> <p>■R3 年度狩猟免許取得支援事業（町単）  総事業費 81千円  事業内容 狩猟免許申請手数料補助  事業実績 対象者 6名</p> <p>■R3 年度鳥獣被害防止総合対策事業（国庫）  総事業費 30千円  事業内容 狩猟免許予備講習受講料補助  事業実績 狩猟免許予備講習受講料 6,000円×5名</p> <p>■R3 年度鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業（国庫）  実施地区 鬼北町全域  総事業費 8,827千円  事業内容 イノシ・ニホンヅカ・ニホンザルの捕獲に対して、イノシ・ニホンヅ  カ成獣1頭7,000円、ニホンザル成獣1頭8,000円、幼獣1頭  1,000円の活動経費補助  捕獲頭数 イノシ(成獣)437頭・イノシ(幼獣)140頭・ニホンヅカ(成  獣)771頭・ニホンヅカ(幼獣)45頭・ニホンザル(成獣)23頭・ニホンザル  (幼獣)2頭</p>	
防 護 柵 の	<p>■R1 年度鳥獣被害防止総合対策事業（国庫）  実施地区 鬼北町生田、清水、畔屋  総事業費 5,346千円  補助金 国 4,195千円</p>	<p>国庫補助事業及び県単  独事業の活用により、集  落単位での防護柵の設置  が進み、農作物被害自体</p>

<p>設置等に 関する 取組</p>	<p>事業内容 WM柵設置 (H=2.0m) 5,500m</p> <p>■R1 年度鳥獣害防止施設整備事業 (県単)</p> <p>実施地区 鬼北町上大野</p> <p>総事業費 164 千円</p> <p>補助金 県 38 千円、町 72 千円</p> <p>事業内容 WM柵設置 (H=2.0m) 170m</p> <p>■R1 年度有害鳥獣侵入防止柵設置事業 (町単)</p> <p>実施地区 鬼北町清延、清水、父野川下、小西野々、西野々</p> <p>総事業費 676 千円</p> <p>補助金 町 334 千円</p> <p>事業内容 電気柵 830m WM柵 298m ネット柵 165m</p> <p>■R2 年度鳥獣被害防止総合対策事業 (国庫)</p> <p>実施地区 鬼北町下大野、清水</p> <p>総事業費 15,254 千円</p> <p>補助金 国 13,281 千円</p> <p>事業内容 WM柵 (H=2.0m) 3,928m WM柵 (H=1.3m) 1,300m 金網柵 3,872m</p> <p>■R2 年度鳥獣害防止施設整備事業 (県単)</p> <p>実施地区 鬼北町生田</p> <p>総事業費 655 千円</p> <p>補助金 県 218 千円、町 218 千円</p> <p>事業内容 WM柵設置 (H=1.5m) 900m</p> <p>■R2 年度有害鳥獣侵入防止柵設置事業 (町単)</p> <p>実施地区 鬼北町国遠、清水、川上、岩谷、成藤、大宿、 西野々、広見、小松、久保、川上、興野々、 岩谷、父野川下、父野川中、上鍵山、日向谷、 奈良</p> <p>総事業費 4,143 千円</p> <p>補助金 町 2,000 千円</p> <p>事業内容 電気柵 1,565m WM柵 4,495m WM柵+電気柵 240m</p> <p>■R3 年度鳥獣被害防止総合対策事業 (国庫)</p> <p>実施地区 鬼北町広見、父野川下、西野々</p> <p>総事業費 8,800 千円</p> <p>補助金 国 8,800 千円</p> <p>事業内容 WM柵 (H=2.0m) 6,470m</p>	<p>は減少傾向となっているが、侵入防止柵の設置が進んでいない集落については、依然として被害が発生している。</p> <p>引き続き補助事業を活用し、集落単位での侵入防止柵設置を推進する必要がある。</p>
----------------------------	--	---

	<p>■R3 年度鳥獣害防止施設整備事業（県単）  実施地区 鬼北町成藤、奈良  総事業費 627 千円  補助金 県 208 千円、町 209 千円  事業内容 WM柵設置（H=1.5m）280m  WM柵設置（H=2.0m）310m</p> <p>■R3 年度有害鳥獣侵入防止柵設置事業（町単）  実施地区 鬼北町延川、大宿、川上、上大野、興野々、  小松、清水、西野々、生田、出目、日向谷、  上大野  総事業費 3,210,151 千円  補助金 町 1,255 千円  事業内容 電気柵 900m  WM柵 2,900m  金網・ネット柵 480m  WM柵＋電気柵 280m</p>	
生息環境管理その他の取組		

（５）今後の取組方針

地域ぐるみの鳥獣被害防止対策を推進する。そのために、地域住民とともに集落見回り活動を行い、有害鳥獣が生息する要因となっている耕作放棄地等の確認、耕作放棄地の解消や緩衝帯の設置等を促す。また、集落ぐるみで追払いや収穫残さの適切な処理を推進し、鳥獣被害を受けにくい集落環境へ改善を図り、鳥獣被害防止対策に関する意識の高揚を図る。

併せて、より広域的な侵入防止柵の設置や、ICT等を活用した捕獲技術の検討により、被害防止と有害鳥獣捕獲が連携した効率的な鳥獣被害防止対策を確立する。

将来不足が予想される狩猟者については、農林業従事者による狩猟免許取得を奨励し、自分達の集落を自分達で守ることができる農林業従事者の育成を図る。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

現在、2つの猟友会で有害鳥獣駆除に取り組んでいる。猟友会内部には支部が設けられており、地元住民から依頼を受けて有害鳥獣の捕獲を実施する体制が整備されている。

今後も引き続き猟友会を中心とした取り組みを強化していくとともに、狩猟免許取得を奨励し、農林業従事者自らが捕獲できるよう捕獲体制を整える。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5~7	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	農林業従事者を中心に狩猟免許取得を推進していく。また、新規の狩猟免許取得者に対して、猟友会による技術講習会を開催し、狩猟者の確保・育成を進めていく。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
第13次鳥獣保護管理事業計画、第5次愛媛県イノシシ適正管理計画及び第4次愛媛県ニホンジカ適正管理計画、第2次愛媛県ニホンザル適正管理計画を踏まえ、近年(3カ年)の有害鳥獣捕獲で捕獲した頭数を基準にして設定した頭数とする。	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	700	700	750
ニホンジカ	850	850	850
ニホンザル	30	30	30

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲手段 くくりわな、箱わな、銃器による共同捕獲を実施</li> <li>・ 実施時期 目撃・被害情報に応じて被害状況調査を行い実施</li> <li>・ 実施予定箇所 鬼北町全域（但し、法施行規則第7条第7項口以外に定める場所を除く） ※別紙（鳥獣捕獲予定区域図）参照</li> </ul>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル	電気柵・防護柵等 L=10.0km	電気柵・防護柵等 L=10.0km	電気柵・防護柵等 L=10.0km

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル	侵入防止柵を設置した地区と管理協定書を結び、侵入防止柵が常に良好な状態で使用できるように維持管理を行う。 また、地域住民全体で被害防止対策を行うための体制確立を目指し、研修会の開催や追い払い等の活動を推進していく。		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

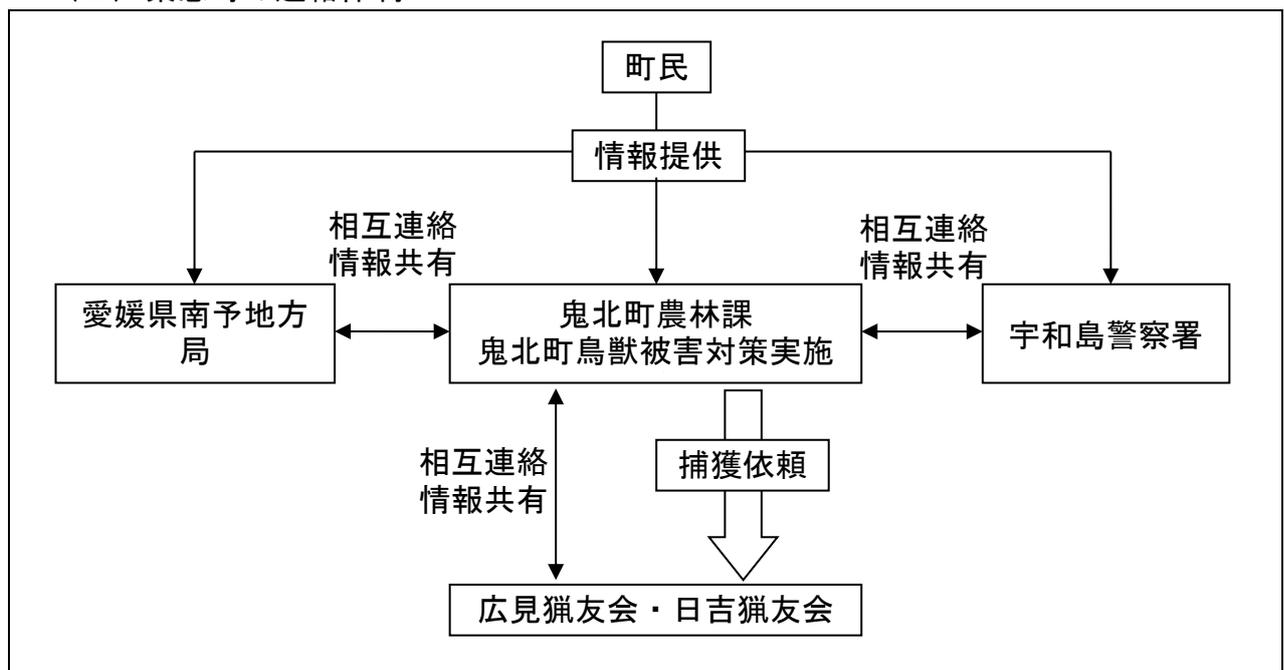
年度	対象鳥獣	取組内容
5~7	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	農業委員会との連携を強化し、耕作放棄地の解消への取り組みを強化するとともに、電気柵等の管理や放任果樹園の伐採については、町広報誌等を利用した普及啓発と併せて、営農指導員や普及指導員の巡回指導や、各種生産部会による対策を実施していく。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鬼北町農林課	地域住民への伝達、関係機関との連絡調整 猟友会に対する出動要請
宇和島警察署	鬼北町及び猟友会に対する情報提供 現場の安全確保 捕獲のための市街地での発砲に関する鬼北町との協議
南予地方局森林林業課	鳥獣保護管理法に基づく捕獲に関する指導、助言
広見猟友会 日吉猟友会	鬼北町からの出動要請による現場対応
鬼北町鳥獣被害対策実施隊	広報車による広報による住民の安全確保

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣の一部は自家消費および埋設処分とする。  
 ペットフード加工処理施設、減容化施設及び一時保管施設関連の内容については、別途「南予地域鳥獣被害防止計画」にて記載。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	ペットフード加工処理施設、減容化施設及び一時保管施設関連の内容については、別途「南予地域鳥獣被害防止計画」にて記載。
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

別途「南予地域鳥獣被害防止計画」にて記載。
-----------------------

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

別途「南予地域鳥獣被害防止計画」にて記載。
-----------------------

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	鬼北町鳥獣害防止総合対策協議会
構成機関の名称	役割
鬼北町農林課	事務総括
広見猟友会	捕獲補助、捕獲指導、農林業従事者に対する狩猟免許制度の周知
日吉猟友会	捕獲補助、捕獲指導、農林業従事者に対する狩猟免許制度の周知
愛媛県南予地方局農業振興課	被害防止の技術指導、補助事業等の効果的活用支援
愛媛県南予地方局森林林業課	鳥獣保護法に関する指導
えひめ南農業協同組合	鳥獣被害の実態把握、現地調査、被害防止の技術指導
愛媛県農業共済組合宇和島支所	鳥獣被害の実態把握、現地調査
南予森林組合	鳥獣被害の実態把握、現地調査、被害防止の技術指導
鬼北地域農業支援センター	鳥獣被害の実態把握、現地調査

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
農協各種生産部会	鳥獣被害の報告、被害防止対策の指導、推進
自治会	鳥獣被害の報告及び地域内の調整
営農組合連絡協議会	鳥獣被害の報告及び地域内の調整

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鬼北町鳥獣被害対策実施隊（平成 24 年 11 月 28 日設立）を町職員 22 名で構成し、住民の鳥獣被害対策の意識高揚を図るため、集落における被害防除に対する指導及び助言を中心に鳥獣侵入防止柵の設置、追払いの実施、有害鳥獣の捕獲を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害防止には、有害鳥獣駆除のみ依存した体質から脱却することが重要となる。協議会メンバーを中心に、関係機関、地域住民との情報交換や技術研修等を行うことにより、防護と捕獲のバランスが取れた適切且つ効率的な鳥獣被害防止対策の実施を目指す。